

令和8年2月

第1回松阪地区広域消防組合議会定例会

会 議 録

開会 2月 27日

閉会 2月 27日

松阪地区広域消防組合

令和8年2月第1回松阪地区広域消防組合議会定例会

議事日程第1号 令和8年2月27日 13時05分 開会

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 議案第3号 令和8年度松阪地区広域消防組合会計予算 |
| 日程第4 | 議案第4号 令和8年度松阪地区広域消防組合の市町分担金について |
| 日程第5 | 議案第5号 松阪市職員の旅費に関する条例の全部改正に伴う関係条例の整理について |
| 日程第6 | 議案第6号 松阪地区広域消防組合職員の旅費に関する条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第7号 松阪地区広域消防組合特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第8号 松阪地区広域消防組合火災予防条例の一部改正について |
| 日程第9 | 報告第1号 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定及び和解) |
| 日程第10 | 報告第2号 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定) |
| 日程第11 | 発議第1号 松阪地区広域消防組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第1号 令和7年度松阪地区広域消防組合会計補正予算(第3号) |
| 日程第13 | 議案第2号 令和7年度松阪地区広域消防組合の市町分担金の変更に
ついて |

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(13名)

1番	森	遥香	君	2番	小野	建二	君
3番	吉川	篤博	君	4番	橘	大介	君
5番	市野	幸男	君	6番	西口	真理	君
7番	濱口	高志	君	8番	久松	倫生	君
9番	米倉	芳周	君	10番	隆宝	政見	君
11番	藤田	清貴	君	12番	新開	晶子	君
13番	江	京子	君				

議場出席説明者

管理者	竹上	真人	君	副管理者	筒井	尚之	君
副管理者	下村	由美子	君	副管理者	永作	友寛	君
消防長	高橋	淳也	君	消防次長	村田	学	君
次長兼中署長	竹岡	昭治	君	総務課長	中辻	吉人	君

予防課長	川村	幸生	君
救急課長	島	佳嗣	君
消防防災課長	森田	敬文	君
松阪北署長	平岡	一正	君

警防課長	垣内	輝久	君
総合指令課長	道明	則幸	君
松阪南署長	池田	修也	君
明和署長	渡部	歩	君

事務局出席職員

事務局長	三木	敦
------	----	---

書記	奥山	元一
----	----	----

13時05分 開会

○議長（米倉 芳周君） これより、令和8年2月第1回松阪地区広域消防組合議会定例会を開会いたします。議案説明のため、管理者以下関係者の出席を求めましたのでご報告いたします。なお、2月5日付けで筒井尚之氏が多気町長に就任されたことに伴い、組合規約第10条第2項の規定により、同日副管理者に就任されておりますので、ご報告いたします。一言ご挨拶です。

○副管理者（筒井 尚之君） 先ほど紹介いただきました。多気町長の筒井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（米倉 芳周君） よろしく願いいたします。それでは、本日の議事は、お手元の「議事日程第1号」により進めることにいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（米倉 芳周君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により、7番濱口高志議員、10番隆宝政見議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（米倉 芳周君） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。去る2月20日に議会運営委員会を開催願い、協議の結果、今期定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米倉 芳周君） ご異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程第3 議案第3号 令和8年度松阪地区広域消防組合会計予算

日程第4 議案第4号 令和8年度松阪地区広域消防組合の市町分担金について

○議長（米倉 芳周君） 日程第3「議案第3号 令和8年度松阪地区広域消防組合会計予算」日程第4「議案第4号 令和8年度松阪地区広域消防組合の市町分担金について」以上、議案2件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○議長（米倉 芳周君） 永作副管理者。

〔副管理者 永作 友寛君 登壇〕

○副管理者（永作 友寛君） ただいま上程されました、議案第3号松阪地区広域消防組合会計予算について、議案第4号令和8年度松阪地区広域消防組合の市町分担金についての2議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。まず、議案第3号令和8年度松阪地区広域消防組合会計予算について、ご説明を申し上げますので、議案書の25ページをお願いいたします。第1条歳入歳出予算でございますが、

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31億6,197万1千円とさせていただきます。前年度当初比較では、1億7,329万6千円、5.8%の増でございます。令和8年度予算の主な投資的事業としましては、実施計画に基づき、松阪中消防署の高規格救急自動車及び資機材搬送車の更新、松阪北消防署の消防ポンプ自動車の更新、三重南消防通信指令事務協議会負担金などをお願いするものでございます。次に、第2条債務負担行為及び第3条地方債でございますが、この内容につきまして、後ほど、第2表、第3表でご説明申し上げます。次に、第4条一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を、1億4,100万円とさせていただきますものでございます。次に、第5条歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合に、同一款内で流用できるよう定めさせていただきますものでございます。27ページをお願いいたします。次に、第2表債務負担行為でございますが、当年度中に契約が満了する消防本部の公用車3台の再リース契約を行うため、その期間及び限度額を記載のとおり定めさせていただきますものでございます。次に、第3表地方債でございますが、松阪以南の7消防本部による共同指令センターの整備に向けた三重南消防通信指令事務協議会負担金にかかる指令施設管理事業、高規格救急自動車購入事業及び消防ポンプ自動車購入事業でございまして、限度額をそれぞれ記載のとおり、定めさせていただきますものでございます。30ページ、31ページをお願いいたします。それでは、歳入の主なものについて、ご説明申し上げます。第1款分担金及び負担金は、構成市町からの分担金で、30億2,719万4千円と定めさせていただきますものでございます。この市町分担金につきましては、歳出総額に対する、第2款使用料及び手数料から第8款組合債までの収入見込額との調整により、ご負担をお願いするものでございます。第3款国庫支出金3,518万9千円は、松阪中消防署の高規格救急自動車購入に充当の総務省消防庁からの補助金、松阪北消防署の消防ポンプ自動車購入に充当の防衛省からの補助金でございます。第5款繰入金1,000万円は、松阪中消防署の資機材搬送車の購入に対する消防救急基金からの繰り入れでございます。第7款諸収入1,394万6千円は、三重県防災航空隊派遣職員の給与等収入など、説明欄に記載の雑入でございます。32ページ、33ページをお願いいたします。第8款組合債6,940万円は、三重南消防通信指令事務協議会負担金、車両2台の更新に充当の消防債でございます。以上が、歳入の内容でございます。34ページ、35ページをお願いいたします。続きまして、歳出についてご説明申し上げます。第1款議会費63万4千円は、消防組合議会に要する経費でございます。次に、第2款総務費5億3,162万3千円は、消防本部の運営に要する経費で、対前年度比較3,987万4千円、7.0%の減でございます。主なものといたしまして、説明欄2一般職員給3億7,535万8千円は、消防本部職員41人分と再任用職員1人分の人件費でございますが、現任職員の昇給や人事院勧告の影響等により増加しております。説明欄15指令施設管理事業4,080万9千円は、高機能消防指令センター設備のオーバーホールの完了により、対前年度比較7,428万5千円の減額となっております。36ページ、37ページをお願いいたします。次に、第3款消防費25億4,161万6千円は、第1目松阪消防費、第2目出張所費、及び第3目消

防施設費の総額でございます。第1目松阪消防費19億1,607万4千円につきましては、松阪市内の3消防署3分署の運営に要する経費で、前年度比較では1億9,477万円、11.3%の増でございます。主なものといたしまして、説明欄1一般職員給16億1,057万円は、職員177人分及び再任用職員2人分の人件費でございますが、現任職員の昇給や人事院勧告の影響等により増加しております。説明欄10消防用資機材等購入事業3,949万3千円は、消火、救急、救助活動にかかる資機材の購入に要する経費でございます。説明欄12高規格救急自動車購入事業3,703万円は、松阪中消防署の高規格救急自動車の老朽化により、更新をお願いするものでございます。説明欄13資機材搬送車購入事業1,905万5千円は、松阪中消防署の資機材搬送車の老朽化により、更新をお願いするものでございます。説明欄14消防ポンプ自動車購入事業6,209万は、松阪北消防署の消防ポンプ自動車の老朽化により、更新をお願いするものでございます。次に、第2目出張所費6億742万1千円は、明和町及び多気町内の1消防署2分署の運営に要する経費でございます。前年度比較2,411万9千円、4.1%の増でございます。主なものといたしまして、説明欄1一般職員給5億5,651万円は、職員61人分及び再任用職員1人分の人件費でございますが、現任職員の昇給や人事院勧告の影響等により増加しております。説明欄6指令施設管理事業270万円、前年度比較334万2千円の減は、消防救急デジタル無線設備のオーバーホール完了によるものでございます。説明欄8消防用資機材等購入事業1,201万8千円は、消火、救急、救助活動にかかる資機材の購入に要する経費でございます。38ページ、39ページをお願いいたします。次に、第3目消防施設費1,812万1千円は、各庁舎の修繕等に要する経費でございます。前年度比較786万2千円の増は、明和消防署の庁舎用発電機取替修繕により増加しております。次に、第4款公債費8,799万8千円は、長期債償還元金と、長期債償還利子などでございます。次に、第5款予備費は、10万円を計上させていただいております。なお、40ページからの給与費明細書等につきましては、説明を省略させていただきますので、ご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。以上が、令和8年度予算の説明とさせていただきます。続きまして、議案書の51ページをお願いいたします。議案第4号令和8年度松阪地区広域消防組合の市町分担金について、ご説明申し上げます。52ページをお願いいたします。令和8年度市町分担金表につきましては、先ほどの令和8年度会計予算に伴う分担金でございます。松阪市は23億6,272万6千円、多気町は3億1,745万5千円、明和町は3億4,701万3千円とさせていただき、分担金合計を30億2,719万4千円に定めさせていただくものでございます。以上、2議案についての説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

[副管理者 永作 友寛君 降壇]

○議長（米倉 芳周君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米倉 芳周君） これにて質疑を終わります。これより討論、採決を行います。はじめに議案第3号について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米倉 芳周君） これにて討論を終わります。これより採決を行います。議案第3号は原案どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（米倉 芳周君） ありがとうございます。挙手全員であります。よって、議案第3号令和8年度松阪地区広域消防組合会計予算は、原案どおり可決されました。次に、議案第4号について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米倉 芳周君） これにて討論を終わります。これより採決を行います。議案第4号は原案どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（米倉 芳周君） ありがとうございます。挙手全員であります。よって議案第4号令和8年度松阪地区広域消防組合の市町分担金については原案どおり可決されました。

日程第5 議案第5号 松阪市職員の旅費に関する条例の全部改正に伴う関係条例の整理について

○議長（米倉 芳周君） 日程第5「議案第5号松阪市職員の旅費に関する条例の全部改正に伴う関係条例の整理について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○議長（米倉 芳周君） 高橋消防長。

〔消防長 高橋 淳也君 登壇〕

○消防長（高橋 淳也君） ただいま上程されました、議案第5号松阪市職員の旅費に関する条例の全部改正に伴う関係条例の整理について、提案理由をご説明申し上げます。議案書の53ページをお願いいたします。本議案は、松阪市職員の旅費に関する条例の全部改正に伴い、同条例を引用する2本の条例の一部改正を1議案として提案させていただくものでございます。改正の内容は、第1条で「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例」、第2条で「議会等の要求により出頭した者等の実費弁償に関する条例」の一部改正を行っておりますが、いずれも松阪市職員の旅費に関する条例の条例番号を、「平成17年松阪市条例第63号」から「令和7年松阪市条例第3号」などに改めるものでございます。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行すると規定させていただくものでございます。以上、議案第5号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

〔消防長 高橋 淳也君 降壇〕

○議長（米倉 芳周君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米倉 芳周君） これにて質疑を終わります。これより討論、採決を行います。議案第5号について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米倉 芳周君） これにて討論を終わります。これより採決を行います。議案第5号は原案どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（米倉 芳周君） ありがとうございます。挙手全員であります。よって、議案第5号松阪市職員の旅費に関する条例の全部改正に伴う関係条例の整理については、原案どおり可決されました。

日程第6 議案第6号 松阪地区広域消防組合職員の旅費に関する条例の一部改正について

○議長（米倉 芳周君） 日程第6「議案第6号松阪地区広域消防組合職員の旅費に関する条例の一部改正について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○議長（米倉 芳周君） 高橋消防長。

〔消防長 高橋 淳也君 登壇〕

○消防長（高橋 淳也君） ただいま上程されました、議案第6号松阪地区広域消防組合職員の旅費に関する条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。議案書の55ページをお願いいたします。本議案は、松阪地区広域消防組合職員の旅費に関する条例第2条で準用する松阪市職員の旅費に関する条例が全部改正されたことに伴い、条例番号等の整合を図るとともに、併せて読み替え規定を整理するものでございます。改正の内容は、先ほどの議案第5号と同様に松阪市職員の旅費に関する条例の条例番号を改めるほか、松阪市職員の旅費支給に関する規則の規則番号を、「平成17年松阪市規則第57号」から「令和7年松阪市規則第2号」に改めるものでございます。また、松阪市職員の旅費に関する条例を準用する際、「副市長」を「副管理者」と読み替える規定を追加するものでございます。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和7年4月1日から適用する旨、規定させていただくものでございます。以上、議案第6号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

〔消防長 高橋 淳也君 降壇〕

○議長（米倉 芳周君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米倉 芳周君） これにて質疑を終わります。これより討論、採決を行います。議案第6号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米倉 芳周君） これにて討論を終わります。これより採決を行います。議案第6号は原案どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（米倉 芳周君） ありがとうございます。挙手全員であります。よって、

議案第6号松阪地区広域消防組合職員の旅費に関する条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

日程第7 議案第7号 松阪地区広域消防組合特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（米倉 芳周君） 日程第7「議案第7号松阪地区広域消防組合特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○議長（米倉 芳周君） 高橋消防長。

[消防長 高橋 淳也君 登壇]

○消防長（高橋 淳也君） ただいま上程されました、議案第7号松阪地区広域消防組合特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。議案書の57ページをお願いいたします。本議案は、松阪地区広域消防組合職員の旅費に関する条例第2条で準用する松阪市職員の旅費に関する条例の全部改正に伴い、特別職にかかる費用弁償に関する規定について整合を図るため、所要の改正を行うものでございます。改正の内容でございますが、第3条、管外旅行の費用弁償につきましては、別表を廃止し、松阪地区広域消防組合職員の旅費に関する条例の例により支給することとするものでございます。また、第4条、管内旅行の費用弁償につきましては、準用する松阪市職員の旅費に関する条例第10条第4号の規定の適用の際、「松阪市委員会の委員等」を「松阪地区広域消防組合の特別職」と読み替える規定を設けるものでございます。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行すると規定させていただくものでございます。以上、議案第7号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

[消防長 高橋 淳也君 降壇]

○議長（米倉 芳周君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米倉 芳周君） これにて質疑を終わります。これより討論、採決を行います。議案第7号について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米倉 芳周君） これにて討論を終わります。これより採決を行います。議案第7号は原案どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（米倉 芳周君） ありがとうございます。挙手全員であります。よって、議案第7号松阪地区広域消防組合特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

日程第8 議案第8号 松阪地区広域消防組合火災予防条例の一部改正について

○議長（米倉 芳周君） 日程第8「議案第8号松阪地区広域消防組合火災予防条例の一部改正について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○議長（米倉 芳周君） 高橋消防長。

[消防長 高橋 淳也君 登壇]

○消防長（高橋 淳也君） ただいま上程されました、議案第8号松阪地区広域消防組合火災予防条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。議案書の59ページをお願いいたします。本議案は、近年のサウナブームを背景に、従来の屋内の浴室等に設置されるサウナ設備とは異なり、屋外のテント等に放熱設備を設置する消費熱量が小さい簡易的なサウナ設備が増加していることから、安全性の検証結果を踏まえ、その特性に応じた内容となるよう、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」の一部改正に伴い、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理等に関する基準を整備する必要が生じたこと、また、令和6年1月1日に発生した輪島市大規模火災を受けて開催された「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」の報告書において、大規模地震時の電気火災対策が重要であるとされたことを踏まえ、住宅における火災予防の推進を図るため、所要の改正を行うものでございます。改正の主な内容でございますが、第7条の2を第7条の3とし、従来の「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改めるとともに、第7条の2として、簡易サウナ設備とは、屋外等に設けるもので、テント型サウナ室やバレル型サウナ室に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものであると定義し、また、簡易サウナ設備について、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離を保つこと、簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちに熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けることなどのほか、防火上有効な構造等にかかる規定を設けるものでございます。第29条の7では、住宅における火災予防を推進するために普及促進する設備として、従来からの住宅用防災機器に加え、感震ブレーカーを追加するものでございます。第44条では、火を使用する設備等の設置の届出として、一般サウナ設備と同様に簡易サウナ設備についても、個人が設けるものを除き、届出を要することとするものでございます。附則といたしまして、この条例は、令和8年3月31日から施行すると規定させていただくものでございます。以上、議案第8号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

[消防長 高橋 淳也君 降壇]

○議長（米倉 芳周君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米倉 芳周君） これにて質疑を終わります。これより討論、採決を行います。議案第8号について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米倉 芳周君） これにて討論を終わります。これより採決を行います。

議案第8号は原案どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(米倉 芳周君) ありがとうございます。挙手全員であります。よって、議案第8号松阪地区広域消防組合火災予防条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

日程第9 報告第1号 専決処分の報告について損害賠償の額の決定及び和解

日程第10 報告第2号 専決処分の報告について損害賠償の額の決定

○議長(米倉 芳周君) 日程第9「報告第1号専決処分の報告について損害賠償の額の決定及び和解」日程第10「報告第2号専決処分の報告について損害賠償の額の決定」以上、報告2件は、関連がございますので、一括議題といたします。執行部の説明を求めます。

○議長(米倉 芳周君) 高橋消防長。

[消防長 高橋 淳也君 登壇]

○消防長(高橋 淳也君) ただいま上程されました、報告第1号専決処分の報告にかかる損害賠償の額の決定及び和解、報告第2号専決処分の報告にかかる損害賠償の額の決定について、ご説明を申し上げます。議案書の61ページをお願いいたします。この報告は、地方自治法第180条第1項の規定に基づく、議会の議決により専決処分事項の指定を受けております「損害賠償の額の決定及び和解」、「損害賠償の額の決定」、につきまして、令和8年2月13日に専決第1号、専決第2号として専決処分いたしましたことを、報告させていただくものでございます。損害賠償の額の決定及び和解の内容は、松阪市嬉野権現前町地内で発生した松阪中消防署三雲分署配備の消防ポンプ自動車の物損事故に係るものでございます。それでは、内容についてご説明申し上げます。議案書の62ページをお願いいたします。損害賠償の額は、14万3,209円で、損害賠償の相手方及び和解の概要につきましては、議案書に記載のとおりでございます。事故の状況でございますが、令和7年9月9日10時07分頃、松阪市嬉野権現前町地内の須賀神社東交差点におきまして、火災出動指令を受けた松阪中消防署三雲分署配備の消防ポンプ自動車が、緊急走行により赤色灯を点灯し、サイレンを吹鳴させながら交差点に進入した際、赤信号であったため、交差点の安全を確認しながら進入いたしました。青信号で交差点に進入してきた相手方の軽乗用車の左側面と、当方消防ポンプ自動車の前面が接触し、相手方車両に損傷を与えたものでございます。過失割合は、当方が2割、相手方が8割で、令和8年2月13日に示談が成立しているものでございます。続きまして、議案書63ページをお願いいたします。損害賠償の額の決定の内容は、報告第1号の物損事故に係るものでございます。それでは、内容についてご説明申し上げます。議案書の64ページをお願いいたします。損害賠償の額は、3万9,380円で、損害賠償の相手方につきましては、議案書に記載のとおりでございます。事故の状況でございますが、報告第1号の事故におきまして、相手方の車両が、当方の消防ポンプ自動車と接触した弾みで、ガードレールを破損させたものでございます。過失割合は、当方が2割、相手方が8

割でございます。日頃から緊急車両の運行に関しては、安全確認の徹底を指示しているところではありますが、今回、当事者の方に損害を与えてしまいましたことに、深くお詫びを申し上げる次第でございます。消防車両は、住民の皆様の生命と財産を守るための重要なものであり、その運用には高い安全意識が求められます。今回の事故を教訓とし、全職員が安全運転と安全確認を徹底し、再発防止に全力で取り組んでまいります。今後とも住民の皆様の信頼回復に努めてまいりますので、なにとぞ、ご理解を賜りますようお願い申し上げ、報告とさせていただきます。

〔消防長 高橋 淳也君 降壇〕

○議長（米倉 芳周君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米倉 芳周君） 以上で、報告第1号、報告第2号を終わります。

日程第11 発議第1号 松阪地区広域消防組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（米倉 芳周君） 日程第11「発議第1号松阪地区広域消防組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○議長（米倉 芳周君） 小野建二議員。

○2番（小野 建二君） ただいま議題となりました、発議第1号松阪地区広域消防組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、発議者を代表いたしまして、提案理由のご説明を申し上げます。本発議につきましては、議会運営委員会委員全員が発議者となっておりますことを申し添えます。今回の改正は、松阪地区広域消防組合職員の旅費に関する条例第2条で準用する松阪市職員の旅費に関する条例の全部改正に伴い、消防組合議員の費用弁償に関する規定について整合を図るため、所要の改正を行うものでございます。改正の内容でございますが、第3条、管外旅行の費用弁償につきましては、別表を廃止し、松阪地区広域消防組合職員の旅費に関する条例の例により支給することとするとともに、議長及び副議長の読み替え規定を設けるものでございます。また、第4条、管内旅行の費用弁償につきましては、準用する松阪市職員の旅費に関する条例第10条第4号の規定の適用の際、「松阪市委員会の委員等」を「松阪地区広域消防組合議会の議員」と読み替える規定を設けるものでございます。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行すると規定させていただくものでございます。以上、よろしくご審議の上、皆様方のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（米倉 芳周君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米倉 芳周君） これにて質疑を終わります。これより討論、採決を行います。発議第1号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米倉 芳周君） これにて討論を終わります。これより採決を行います。発議第1号は原案どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（米倉 芳周君） ありがとうございました。挙手全員であります。よって、発議第1号松阪地区広域消防組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案どおり可決されました。それでは、暫時休憩をいたします。再開は連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

〔休憩 13時41分～14時51分〕

日程第12 議案第1号 令和7年度松阪地区広域消防組合会計補正予算第3号

日程第13 議案第2号 令和7年度松阪地区広域消防組合の市町分担金の変更について

○議長（米倉 芳周君） 日程第12「議案第1号令和7年度松阪地区広域消防組合会計補正予算第3号」、日程第13「議案第2号令和7年度松阪地区広域消防組合の市町分担金の変更について」以上、議案2件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○議長（米倉 芳周君） 永作副管理者。

〔副管理者 永作 友寛君 登壇〕

○副管理者（永作 友寛君） ただいま上程されました、議案第1号松阪地区広域消防組合会計補正予算第3号並びに、議案第2号松阪地区広域消防組合の市町分担金の変更についての2議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。まず、議案第1号令和7年度松阪地区広域消防組合会計補正予算第3号について、ご説明を申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,103万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億8,385万7千円に定めさせていただくものでございます。年度末を控え、各事業の精算、あるいは実績に基づく調整等をさせていただいた補正予算となっております。第2条債務負担行為の補正、第3条地方債の補正につきましては、第2表及び第3表でご説明を申し上げますので、3ページをお願いいたします。まず、第2表債務負担行為の補正でございますが、新年度から直ちに必要となります感染性廃棄物処理業務委託、寝具借り上げ、庁舎電気保安業務に関する契約で、記載のとおり期間及び限度額を定めさせていただくものでございます。次に、第3表地方債補正の変更でございますが、三重南消防通信指令事務協議会負担金の対象経費の減により、記載のとおり、限度額を変更させていただくものでございます。6ページ、7ページをお願いいたします。それでは、歳入でございますが、補正内容は、収入の実績見込みでございますので、

補正額の大きなものを中心にご説明を申し上げます。第1款分担金及び負担金は、5,884万円を減額させていただくものでございます。今回、歳出補正総額から、歳入第2款使用料及び手数料、第4款繰入金、第6款諸収入、第7款組合債、第8款寄附金の補正額を差し引きする中で、その充足額を市町分担金で調整を図ったものでございます。第2款使用料及び手数料186万円の追加は、危険物関係手数料などの増によるものでございます。第4款繰入金471万6千円の減額は、消防救急基金繰入金で、高規格救急自動車購入事業など、事業費の精算によるものでございます。第6款諸収入286万3千円の追加は、三重県防災航空隊派遣職員給与等収入など、雑入の増によるものでございます。8ページ、9ページをお願いいたします。第7款組合債320万円の減額は、三重南消防通信指令事務協議会負担金の対象経費の減によるものでございます。第8款寄附金100万円の追加は、管内事業所から寄附の申し出がありましたので、計上させていただくものでございます。なお、こちらにつきましては、当年度中の総務一般経費に充当させていただいております。10ページ、11ページをお願いいたします。続きまして、歳出でございますが、内容は各事業の入札差金等に係る精算や実績見込み等によるものでございます。第1款議会費は、議員報酬等、各事業の実績等に基づく減額でございます。次に、第2款総務費は、消防本部の運営に要する経費でございます。1,653万7千円を減額させていただき、5億5,964万3千円とさせていただくものでございます。一般管理費の内容でございますが、説明欄1特別職報酬から説明欄17消防用資機材等購入事業まで、各事業内容の清算や実績見込み等による増減でございます。12ページ、13ページをお願いいたします。次に、第3款消防費は、松阪市内の3署3分署の運営に要する松阪消防費、明和町及び多気町内の1署2分署の運営に要する出張所費並びに消防施設費に分かれております。第1目松阪消防費は、3,255万3千円を減額し、17億2,988万7千円とさせていただくものでございます。松阪消防費の内容でございますが、説明欄1一般職員給与から説明欄11高規格救急自動車購入事業まで、各事業内容の清算や実績見込み等による増減をさせていただくものでございます。次に、第2目出張所費は、1,183万1千円を減額させていただき、5億8,044万1千円とさせていただくものでございます。その内容は、説明欄1一般職員給与から説明欄8消防用資機材等購入事業まで、各事業内容の精査や実績見込み等による減額をさせていただくものでございます。14ページ、15ページをお願いいたします。第3目消防施設費39万5千円減額は、施設管理運営事業費でございます。次に、第4款公債費44万6千円の追加は、長期債償還利子でございます。以上が、消防組合会計補正予算第3号の内容でございます。なお、16ページからの補正予算給与費明細書等は、説明を省略させていただきますので、ご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。続きまして、議案書の23ページをお願いいたします。令和7年度松阪地区広域消防組合の市町分担金の変更について、ご説明申し上げます。24ページをお願いいたします。令和7年度市町分担金変更明細書補正第3号につきましては、先ほどの補正予算第3号に関連しての変更でございます。松阪市から明和町まで、記載のとおり変更させていただき、変更後の分担金合計を28億6,593万7千円に定めさせていただくものでございます。以上、2議案についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

[副管理者 永作 友寛君 降壇]

○議長（米倉 芳周君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米倉 芳周君） これにて質疑を終わります。これより討論、採決を行います。はじめに、議案第1号について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米倉 芳周君） これにて討論を終わります。これより採決を行います。議案第1号は原案どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（米倉 芳周君） ありがとうございます。挙手全員であります。よって議案第1号令和7年度松阪地区広域消防組合会計補正予算第3号は原案どおり可決されました。次に、議案第2号について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米倉 芳周君） これにて討論を終わります。これより採決を行います。議案第2号は原案どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（米倉 芳周君） ありがとうございます。挙手全員であります。よって議案第2号令和7年度松阪地区広域消防組合の市町分担金の変更については原案どおり可決されました。

○議長（米倉 芳周君） 以上をもちまして、今期定例会の案件は、全部議了いたしました。今期定例会は、これにて閉会いたします。お疲れ様でございました。

15時01分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議長 米倉芳岡

副議長 江 京子

議員 山口尚志

議員 隆宝政見